

仁和三年の南海地震と平安京社会

今津 勝紀

はじめに 九世紀後半の危機

- 連続する大震災（貞観五年¹¹越中・越後、貞観一〇年播磨、貞観十一年陸奥、貞観十一年肥後？、元慶二年相模・武蔵、元慶四年出雲）
- 貞観年間の飢饉と疫病（御霊会・咳逆）、火山の噴火）
- 新羅の海賊（「城主」・「將軍」自称、乱立。海賊の発生）
- 唐の混乱（黄巢の乱、流民・流寇・流賊の発生）
- 危機への対応、律令制の崩壊（今津二〇一一）
- 歴史上の南海地震¹²天武十三年（六八四）・仁和三年（八八七）・康和元年（一〇九九）・康安元年（一三六一）・明応七年（一四九八）・慶長九年（一六〇五）・宝永四年（一七〇七）・安政元年（一八五四）・昭和二年（一九四六）

一、古代における南海地震

● 仁和三年（八八七）の南海地震

七月二日 ◆夜地震。
七月六日 ◆是夜、地震。
七月卅日 ◆申時、地大震動す。数剋を経歴れども、震れ猶ほ止まず。天皇、仁寿殿より出でたまいて、紫宸殿南庭に御す。大蔵省に命じて、七丈幅二つを立て、御在所となしたまう。諸司の倉屋及び東西京の廬舎、往往顛覆し、圧殺する者衆し。失神頓死する者あり。亥時、又た震三度。五畿内七道諸国、同日大震。官舎多損し、海潮陸に漲り、溺死者る者勝げて計うべからず。其中摂津国尤甚し。「夜中東西有声、如雷者二」。

● 東海・東南海との連動性 八ヶ岳の崩壊・表層地滑り・噴砂

◎「重今月八日信濃国、山瀬河溢。唐突六郡、城廬払地而流漂。戸口随波而没溺。」（仁和四年五月二八日詔）は、八ヶ岳大月川岩なだれによる（石橋一九九・二〇〇、早川二〇一〇）。静岡県静岡市上土遺跡の表層地滑り痕跡（矢田一九九四）愛知県稲沢市の地藏超遺跡の噴砂跡（寒川一九九七）。

仁和三年地震は、東海・南海連動型の巨大地震。

● 南海地震の発生間隔

天武十三年（六八四）十月壬辰 ◆人定に逮りて、大地震。国挙りて男女叫び唱ひて、不知東西。則ち山崩れ河涌く。諸国郡官舎、及百姓倉屋、寺塔・神社、破壊之類、不可勝数。由是、人民及六畜、多く死傷す。時に伊与湯泉、没而不出。土左国田苑五十余万頃、没して海となる。古老曰く、「是の若く、地動くこと、未曾有也」。是夕、鳴る声有て鼓の如く、東方に聞ゆ。人有りて曰く、「伊豆島西北二面、自然に増益すること、三百余丈。更に一島と為れり。則ち鼓の如き音は、神是島を造る響也」。

仁和と康和の間・善尾遺跡（寒川一九九二）、康和と康安の間・石津太遺跡（寒川二〇〇一）など事実の集積

南海トラフの破壊様態の新たな考え方¹³宝永型と安政型¹⁴瀨野二〇一一）

【延暦十三年（七九四）の地震】（『日本後紀』逸文）

『日本後紀』全四〇巻のうち一〇巻のみ現存、『類聚国史』と、『日本紀略』に略文が引用される。延暦十三年は欠損部分。

① 延暦十三年正月己丑（15）◆地震。（『類聚国史』一七一地震）

② 延暦十三年六月甲寅（13）◆地震。（『類聚国史』一七一地震・『日本紀略』）

③ 延暦十三年七月庚辰（10）◆震于宮中并京畿官舎及人家。或有震死者。（『日本紀略』）

④ 延暦十三年九月辛未朔（1）◆地震。（『類聚国史』一七一地震）

⑤ 延暦十三年九月壬申（2）◆地震。（『類聚国史』一七一地震）

⑥ 延暦十三年九月己酉（3）◆令天下諸国、三日之内、禁断殺生。以講仁王経也。（『類聚国史』一七七仁王会、一八二禁殺生）

延暦十三年に未知の地震が存在したことは確実。地震力タログに立頂されていない地震（宇佐美一九九六）。

【南海道の付け替え】

『続日本紀』養老二年（七二八）五月庚子 「土左国言す。公私の使、直に土左を指せども、其の道、伊与国を経る。行程迂遠にして、山谷険難なり。但し阿波国、境土相接し、往還甚易し。請くは、此国に就きて、以て通路と為む。許之。」 四国一周路へ

『日本後紀』逸文延暦十五年（七九六）二月丁亥 「南海道駅路迴遠にして、使令通じ難し。因りて旧路を廃し新道を通す。」（『日本紀略』）

『日本後紀』延暦十六年（七九七）正月甲寅 「阿波国駅家□。伊予国十一。土佐国十二を廃す。新に土佐国吾椅・舟川二駅を置く」。

■ 富士山の噴火による足柄路の付け替え 「相摸国足柄路を廢して、管荷途を開く。富士焼碎石道を塞ぐを以て也。」（『日本紀略』延暦二十一年五月甲戌）

■ 宝永地震の津波被害による白須賀宿の移転（『静岡県史』別編2、自然災害誌、小松原ほか二〇〇九）

南海道の付け替えが地震に関連した可能性。昭和南海地震クラスか。地震痕跡の発見が課題。

二、平安京社会の混乱

八月壬寅朔 ◆昼夜地震二度。

八月二日 ◆昼地震三度。

八月四日 ◆地震五度。▼是日。達智門上に氣有り。煙の如くして煙に非ず、虹の如くして虹に非ず、飛上して天に属す。或人見之、皆曰。是羽蟻也。時人云。古今未有如此之異。陰陽寮占曰。当有大風洪水失火等之災焉。【恠異】

八月五日 ◆昼地震五度。夜大震。京師の人民、廬舎より出でて、衢路に居す。

八月六日 ◆秋奠之礼を停む。去月卅日、木工寮将領秦千本、檢校修造職院、地震に驚き恐れ、失神して死す。供祭所司此穢に触る也。【死穢】

八月七日 ◆未時地震。

八月八日 ◆羽蟻有り。大蔵正藏院を出て、群飛びて天に竟る。船岳に属し、其氣虹の如し。【恠異】

八月九日 ◆地震。

八月十三日 ◆地震。「有驚二、集豊楽院南門鴉尾上。【恠異】」

八月十四日 ◆子時地震。

八月十五日 ◆未時有驚、集豊楽殿東鴉尾上。【恠異】

八月十六日 ◆寅時地震。

八月十七日◆今夜亥時、或人告。行人云。武徳殿東縁松原西、美婦人三人有り、東に向けて歩き行く。男有りて松樹下に在り。容色端麗、出で来り一婦人と手を携さえ相語る。婦人精感、共に樹下に依る。数剋之間、音語不聞。驚怪見之、其婦人手足、折落在地、无其身首。右兵衛右衛門陣宿侍者、聞此語往見、无有其屍。所在之人、忽然消失。時人以為、鬼物変形、行此屠殺。又明る日転經之事を修すべし。仍りて諸寺衆僧請われ、来りて朝堂院東西廊に宿す。夜中覺えずして騒動之声を聞く。僧侶競いて房外に出る。須臾事靜、各其由を問うに、何に因りて房を出るか知らず。彼此相怪云。是自然而然也。〔怪異〕

八月是月◆宮中及び京師、此の如き不根之妖語あり。人口卅六種在れども、委しく載すること能わず。

八月十八日◆宿徳の名僧百口を紫宸・大極兩殿に延し、大般若經を転読せしむ。限三個日、攘災異祈年穀也。

八月廿日◆卯自り西に及ぶまで、大風雨、樹を抜きて屋を発す。

東西京中、居人廬舎、顛倒甚多し、圧殺さる者衆し。内膳司檢皮葺屋顛仆す。采女一人其中に宿し、邂逅害を免る。時人之を奇しとす。「鴨水・葛野河、洪波氾溢、人馬通わず。〔大洪水〕

八月廿二日◆太政大臣従一位臣藤原朝臣基經(略)等、上表請

立皇太子曰(略)。是夜。子時地震。〔聖体不予〕

八月廿三日◆未時地震。

八月廿四日◆丑時地震。寅時又震。

八月廿五日◆詔曰。(略)第七息定省、年廿一。(略)其削臣姓、以列親王。(略)〔定省の親王復歸〕

八月廿六日◆天皇聖体乖予。是日、第七皇子諱を立てて、皇太子としたまう。(略)巳二刻。天皇崩於仁壽殿。于時春秋五十八。〔日本三代実録』最後の記事)

天皇と災異(今津・隈元二〇〇七)。

死霊・死穢・物怪"九月・十月には怪異が連続。不安定な都市社会、平安京の混乱(西山二〇〇四・京樂二〇〇八)。

三 鎮魂と救済

● 仁和地震への対応(租税免除・無利子貸し付け・官葬)

詔。(略)去年七月卅日。坤徳静を失い。地震い災いを成す。八月廿日亦た大風洪水之沓ありて、前後重害に遭うは、卅有余国。或は海水泛溢し。人民魚鼈之国に帰す。或は邑野陥没し。廡宇は蛟龍之家に變ず。(略)。重今月八日信濃国、山瀬河溢。唐突六郡、城廬払地而流漂。戸口随波而没溺。百姓何辜。頻罹此禍。徒發疚首之歎、①宜しく手援之恩を降すべし。故に使者を分遣し、就きて慰撫を存せしむ。宜しく詳らかに實數を加え、勤めて優恤を施せ。②其れ被災尤甚は、今年租調を輸すこと勿れ。③所在の倉を開き賑貸し、其生業を給え。④若し屍骸未だ歛ざるは、官埋葬せよ。⑤光沢之美を播くおよぼし、朕が納隍之心を協にせよ。主者施行。(『類聚三代格』一七、仁和四(八八八)年五月二八日詔)

● 仁和寺の建立

① 太政官符

応レ置ニ仁和寺年分度者二人一事

毘盧舎那業一人、摩訶止觀業一人

並可レ兼ニ学法花経一部八卷金光明经一部四卷一

右彼寺別當権律師法橋上人位幽仙奏状稱、幽仙謹縁ニ勅命一、勾当寺家、而建立年浅、止住人乏。何況伽藍在山陵内一、諸

人去来不必自由。夫以法不自弘、弘之在人。人不孤立。立之縁法。法人兩存、乃得興隆。凡伽藍者翻衆園。是則所以大衆共住修学仏法者矣。如今 聖主陛下、近為レ莊嚴山陵一、遠為レ興隆仏法一、建ニ立精舎於山陵一。奉レ廻ニ白業於 聖靈一。廻向之志既期ニ万劫一、紹隆之誠、豈限ニ一代一。謹檢代々御願例、皆有年分度者。幽仙昔師縁、久住叡山、頗以稟学真言止觀等、雖未探其深奥、而恒致歸命之誠、且夫大日経者、真言根源秘藏至極。其止觀者禪門玄枢惠藏明鏡、安鎮国家之基、興顯正教之設、莫如此二法。望請、天裁建ニ斯兩宗一、於ニ件御願寺一、毎年試練、当ニ於 先帝登遐之日一、授ニ沙弥戒一、得度之後於天台戒壇、受増大戒。受戒之後、還住本寺。昼則令レ転ニ誦金光明妙法華一、專以護ニ誓聖主宝祚一、夜則念ニ持弥陀真言等一、一向奉レ廻ニ先帝聖魂一。件年分僧等中若有才学優長者、預延曆寺階業、同以□向大乘、鎮護国家。同以菩薩戒力、福利群生。謹録事状、伏聴 天裁者。正三位行中納言兼右近衛大将民部卿源朝臣能有宣。奉 勅、宜依来奏。

寛平二年十一月廿三日(『類聚三代格』卷二)

② 太政官符

応円成・淨福兩寺聽衆立義内輪転通請仁和寺僧事

右彼寺別當律師法橋上人位觀賢奏状稱、仁和寺、是寛平御代奉為仁和先帝所創立也。其定額僧十口、皆諸宗智者、而闕一寺之独見闕三會之多聞。(略)望請 処分。三寺輪転、通令請用三會聽衆、二會立義。謹請 天裁者。左大臣宣、奉勅、依請。立為恒例。

延喜七年五月二日(『類聚三代格』卷二)

仁和四年八月一七日、新造の西山御願寺で周忌御齋會。「伽藍在山陵内」・「建立精舎於山陵」・「小松山陵(後田邑陵・光孝天皇)の兆域に仁和寺を建立。宇多天皇による発願(福山一九八三)。

「昼則令転読金光明妙法華、專以護誓聖主宝祚、夜則念持弥陀真言、一向奉廻先帝聖魂」。仁和寺は光孝天皇の死霊鎮送のモノコメント。浄土願生・鎮魂呪術(平一九九二・中林二〇〇七)。

おわりに「方丈記」養和飢饉

仁和寺に隆曉法印といふ人、かくしつ、數知らず死ぬることを悲しみて、その首(こうべ)の見ゆることに、額に阿字を書きて、縁を結ばしむるわざをなんせられける。人數を知らむとて、四・五兩月を數へたりければ、京のうち、一条よりは南、九条よりは北、京極よりは西、朱雀よりは東の、路のほとりなる頭、すべて四万二千三百余りなむありける。

【参考文献】

足利健亮(一九九五)『考証・日本古代の空間』大明堂。

石橋克彦(一九九九)『文献史料からみた東海・南海巨大地震 1・14世紀前半までのまとめ』『地学雑誌』一〇八 四。

石橋克彦(二〇〇〇)「八八七年仁和地震が東海・南海巨大地震であったことの確からしさ」『地球惑星科学関連学会二〇〇〇年合同大会予稿集(CD-ROM)』。

今津勝紀(二〇一一)「古代における災害と社会変容 九世紀後半の危機を中心に」『考古学研究』五八 一一。

今津勝紀・隈元崇(二〇〇七)「天平六年の地震と聖武天皇」『条里制・古代都市研究』一一一。

宇佐美龍夫(一九九六)『新編日本被害地震総覧(増補改訂版)』東京大学出版会。

小松原純子ほか(二〇〇九)「東海道白須賀宿付近の堆積物に記録された歴史時代の津波と高潮」『歴史地震』一四。

